
H-D ポイント利用規約

第1条（制定の目的）

本規約は株式会社ジャックス（以下「当社」といいます。）が、Harley-Davidson Financial Services International, Inc とのライセンス契約によって当社が発行するカード（以下「本カード」といいます。）のカードショッピング利用代金に応じ、当社が本カードの会員（以下「本会員」といい、本会員が代理人として指定した家族で、ジャックスカード会員規約及びハーレーダビッドソン Visa カード特約を承諾のうえ、当社に入会の申込みをされ、当社が認めた方を「家族会員」といいます。また、本会員と家族会員を総称して「会員」といいます。）に対し提供するポイントサービス（以下「本ポイントサービス」といいます。）について定めたものです。

第2条（本ポイントサービスの概要）

- 1.本ポイントサービスは、会員が本カードを利用して決済したカードショッピング利用代金（以下「カード利用代金」といいます。）に応じてポイントを付与する制度です。
- 2.会員が本カードを利用したことによるポイントの付与は「本ポイント」のみとし、当社が別途提供するポイントプログラムの提供を受けることができません。
- 3.会員が「本ポイント」以外に当社が別途提供するポイントプログラムの提供を受けている場合であっても、当該ポイント間のポイント付替、合算などはできません。

第3条（本ポイントの換算・付与）

- 1.当社は毎月の当社所定日に締め切られた新規のカード利用代金合計に応じて、下記のとおり換算しポイントを会員に付与するものとします。

(1)ハーレーダビッドソン正規ディーラー及び公式オンラインショップでのカード利用分

カード利用代金合計 1,000 円につき 17 ポイントを会員に付与

(2)上記(1)のうちリボルビング払いによるカード利用分

カード利用代金合計 1,000 円につき 34 ポイントを会員に付与

(3)ハーレーダビッドソン正規ディーラー及び公式オンラインショップ以外でのカード利用分

カード利用代金合計 1,000 円につき 10 ポイントを会員に付与

(4)上記(3)のうちリボルビング払いによるカード利用分

カード利用代金合計 1,000 円につき 20 ポイントを会員に付与

上記(1)から(4)において、各々のカード利用代金合計が 1,000 円未満は切り捨てとします。

- 2.本ポイントにかかる付与ポイント数及び累計された有効ポイント数並びに有効期間等は、当社が会員に対して連絡するご利用代金明細書又は当社がインターネット上で提供するインターコムクラブの「ご利用代金明細照会」（以下これらを総称して「ご利用代金明細書等」といいます。）により通知するものとします。

第4条（本ポイント付与の対象外取引）

次の各号に定める代金については、本ポイント付与の対象外とします。

- (1)カードキャッシングの利用代金及び手数料。
- (2)分割払い・リボルビング払いの手数料。
- (3)年会費等の費用。
- (4)本カード再発行等に関する手数料。
- (5)本カード以外でのカードショッピング又は現金によるお支払の場合。
- (6)Edy・nanaco・Kyash・WebMoney（au PAY のチャージを含みます。）・TOYOTA Wallet・スマイルマネー・交通系 IC（Suica・PASMO・ICOCA）・JALPay・ANAPay・FamiPay・WAON 等の電子マネーの各チャージ利用代金。

(7)会員が当社所定の約定支払額確定日前に支払ったカードショッピング利用代金。

(8)本カードの利用代金が第3条第1項に記載の金額に満たない場合。ご利用金額を上回る場合でも、端数金額は本ポイント付与の対象外となります。

(9)(1)～(8)のほか、当社は特定のカードショッピング利用代金又は特定の加盟店でのカードショッピング利用代金を本ポイント付与の対象外として定めることができるものとします。

第5条（本ポイントの有効期間）

1.本ポイントの有効期間は各ポイント付与月ごとに管理し、各ポイント付与月から起算して24ヶ月後の末日とします。

2.第1項に定める有効期間を経過した本ポイントは、会員に通知することなく順次失効するものとします。

第6条（本ポイントの引換条件）

1.本ポイントは、有効期間内累計ポイント数が3,000ポイント以上の場合、当社所定の申請方法により、1,000ポイント単位でH-DデポジットあるいはJデポに引き換えできるものとします。

2.当社は、引換条件を随時、任意に見直す権利を有します。本ポイントの引換条件は、当社がインターネット上で提供するインターコムクラブの「ポイント引換受付画面」、その他当社所定の方法による公表又は会員への通知にてお知らせいたします。

第7条（返品、キャンセル、利用金額変更等の場合）

本ポイントの付与の対象となるカードショッピング利用に、返品、キャンセル、利用代金の変更等があった場合、原則として当該利用に対して付与する本ポイントは取消、減算、又は加算されます。

第8条（公租公課）

本ポイントサービスにより還元を受けた商品について公租公課が課せられる場合は、会員が当該公租公課を負担するものとします。

第9条（権利の喪失及びサービス停止等）

1.会員が本カードの会員資格を喪失した場合、理由の如何を問わず既に付与されている本ポイントはすべて自動的に失効するものとし、本規約における会員の権利の全部が自動的に消滅するものとします。

2.会員が次の各号に該当した場合、当社は会員に何らの通知なくして本ポイントサービスの権利を停止及び失効させることができるものとします。

(1)ジャックスカード会員規約、ハーレーダビッドソン Visa カード特約又は本規約に違反し、又は違反するおそれがある場合。

(2)違法行為又は不正行為を行った場合。

(3)支払債務を延滞した場合。

(4)その他当社が相当と判断した場合。

第10条（権利の譲渡）

本会員は、理由の如何を問わず、本ポイントサービスにおける権利を他人に貸与・譲渡・担保提供し、又は相続させることはできません。

第11条（本ポイントサービスに関する疑義等）

本ポイントの有効性、ポイント付与数、本ポイント付与資格に関する疑義、その他本ポイントサービスの運営に関して生じる疑義は、当社において決定し、会員はその決定に従うものとします。

第12条（変更・停止・終了等）

1.当社は、予告なしに本ポイントサービスの内容を変更、又は中止もしくは終了することができるものとし、会員はあらかじめその旨を承認するものとします。

2.前項により会員に生じた損害については、当社は一切の責任を負わないものとします。

第13条（適用）

本規約に定めのない事項については、ジャックスカード会員規約によるものとします。

第 14 条（準拠法）

本ポイントサービスの内容は、日本国の法令等が適用されるものとします。